

# 兵庫県公報

平成30年3月27日 火曜日 第2988号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部改正（総合農政課）	2
○ 平成18年兵庫県告示第530号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	3
○ 平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の指定）の一部改正（同）	4
○ 氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部決定（自然環境課）	5
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	11
○ 同 上（同）	11
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	11
○ 同 上（同）	12
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	12
○ 道路の区域の変更（同）	13
○ 兵庫県流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定（下水道課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	13
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更（同）	14
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	15
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	15
○ 道路の位置指定（建築指導課）	16
○ 平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	16
○ 平成24年兵庫県告示第29号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	43
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	47
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	47
○ 同 上（同）	47
○ 同 上（同）	48
○ 同 上（同）	48
○ 同 上（同）	48
○ 同 上（同）	49
○ 同 上（同）	49
○ 同 上（同）	49
○ 同 上（同）	50
○ 同 上（同）	50
○ 同 上（同）	50
○ 同 上（同）	51
○ 同 上（同）	51
○ 同 上（同）	51
○ 同 上（同）	52
○ 同 上（同）	52

公 告

○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）…………… 52  
 ○ 同 上（同）…………… 53  
 ○ 同 上（同）…………… 53  
 ○ 同 上（同）…………… 53  
 ○ 同 上（同）…………… 53  
 ○ 同 上（同）…………… 54

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 54  
 ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数…………… 54  
 ○ 政治団体から提出された平成22年分の収支報告書の要旨…………… 55  
 ○ 政治団体から提出された平成23年分の収支報告書の要旨…………… 56  
 ○ 政治団体から提出された平成24年分の収支報告書の要旨…………… 56  
 ○ 政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨…………… 56  
 ○ 政治団体から提出された平成26年分の収支報告書の要旨…………… 57  
 ○ 政治団体から提出された平成27年分の収支報告書の要旨…………… 57  
 ○ 政治団体から提出された平成28年分の収支報告書の要旨…………… 58  
 ○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨…………… 60

公安委員会告示

○ 指定講習機関の特定講習の廃止…………… 72

正 誤

○ 平成29年11月30日付け兵庫県公報第2号外中…………… 72

告 示

兵庫県告示第254号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 理 由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	再会の浜辺 後悔と寝た女	オーピー映画
同	密室の愛戯 乱れさせて	新東宝映画
同	さかり荘 メイドちゃんご用心	オーピー映画
同	青春のささくれ 不器用な舌使い	オーピー映画
同	だまされてペロペロ わかれて貰います	オーピー映画



兵庫県告示第255号

昭和45年兵庫県告示第451号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

加西市に係る部分2を削り、同部分3中「防衛庁」を「防衛省」に、「国立青野ヶ原病院」を「旧国立青野ヶ原病院」に改め、同部分中3を2とし、4から6までを3から5までとする。

**兵庫県告示第256号**

平成18年兵庫県告示第530号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び淡路県民局洲本農林水産振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

洲本市に係る部分4を次のように改める。

- 4 現況山林（農用地等として利用する大字宮野原字山崎、筒井菰ヶ池、林尾、神田、堂屋敷、岡、坂本、平山、大畑、浜戸、曾根、清水、中神、畑山、上ノ脇、谷、猪ノ木谷、タマウ谷、夕暮谷、殿谷、北門、畦田、奥ノ谷、西ノ岡、犬飼、植地、戸井谷、神ノ上、オノ脇、王子、小倉、皿池、隠谷、判名、池田、和田、熊岡及び樋池、大字山田原字小家ヶ谷、一本松、長池、石ヶ谷、塩ノ谷、堀切、堂ノ岡、中ノ谷、長原、長野、打野、午ノ神、美ノ谷、中畑、池ノ向、原中、皿池頭及び池ノ脇、大字北谷字稲崎、狭間、土井、森腰、上ノ内、中崎、上ノ市、指熊、山中、高田、茂村、岡ノ衛手、清水、河内、組田、大門、川添、中寺、岡ノ後、北畑、足ヶ谷、土井、井手、居内、オノ神、飛長、覆ノ山、木ノ倉、隠谷、堀池、東、光花、大脇、中尾、城山、居屋敷、若宮、寸越、池ノ頭、池ノ平、小谷、明田、菅原、恵ノ子俣及び目釜、大字古宮字奥、片白、岡松、上清水、道ノ下、天ノ尾、古宮、上ノ里及び大石、大字中田字中山、林ノ谷、ヨトサ、岡田、祇周山、落ヶ平、野田谷、池ノ内、栗林、西ノ脇、萩谷、木戸口、大寺、中屋、松林、小谷、巡谷、末久、岩ヶ谷及び新田、大字平安浦字向ノ内、高谷、左下、山口、落ヶ平、熊ヶ岡、大谷、曾奈、竹谷、サデ、奥山、久保寺、西谷、小川谷、セツ掛、大戸、城の腰、熊ヶ岡、井高、坪ノ内、字城、源内、清水、大根、中原、高平、神田瀬、岡、平安、石井、千木及び久保、大字ニッ石字落ヶ平、家ノ上、ドンド、石ヶ本、奈口山、二股川、漆ヶ平、居屋敷、オヶ本、バラバラ、寺ノ後、保尾谷、大阪、徳万、片槽、枇杷川、近藤、半田、近藤奥、山尾、上田、家ノ南、里原、上人ヶ市、清水、或ノ前、桐原、浮、松尾及び金ヶ坂、大字市原字尾之道、尾之道添、古門、平山、前、平野、蔵ノ内、後藤、大歳、上滝、榎平、庚申ノ北、天王森、向上、尾蛇窪、西ノ谷、向上、蓬塚、長谷、池ノ坊、千庫、滝鼻、坂林、切掛、鼓石、栗林、家ノ上、家ノ後、天王、庚申ノ下、南、福負谷及び庚申ノ奥、大字安坂字切張、大谷、寒殿、草田山、四町田、土橋、家廻、尾崎、小家ヶ谷、三貢田、反嶋、井家ヶ谷、丸山、阿明池、新丸郎畑、弥助池上、井関、四郎太夫原、四保、柚良木、炭釜、又八、四郎太夫畑、潰平、潰、後藤畑、緑、川添、川原、楠屋谷、楠屋、己越、楠屋敷下、源平畑、明神藪、薬師廻、森脇、川添、竹林、天王池ノ上、片山池ノ上、石風呂、満所、家ノ前、家ノ南、家ノ廻、家ノ池、家ノ北、家ノ下、家ノ後、居屋敷、寺ノ前、密子山、茶屋ノ前、寺ノ南、一本松、家ノ下廻、幸細家ノ上、岡田ノ緑、又一郎家ノ上、古池尻川添、久保池尻、久保池堤、句字仁森、菖蒲谷、畑林、井手ヶ谷、台土の坂、宮畑、宮田原、才林坊、東池緑、東、茶屋ノ前、大岩ヶ谷、幸殿、落畑家ノ上、大門、滝谷、寺ノ山、草田山、宮田添、不動山、寺ノ前、芋谷池の上及び細畑、大字三木田字炭屋、金屋、定遷、落合、大年、小嶋、清間、塔前、荒神谷、山池原、小谷、居屋敷、奥ヶ谷、切掛、柿ノ木、丸田、柳ノ内、鍋壳、白地、高山、樋屋谷、茂原、橋本、尾ヶ屋、飛所気原、折橋、所谷、藤木、切張及び養老地、大字中川原字東山、水原、池町、平山、大谷、青竹、榎の口、淵ヶ平、松ヶ本、東山、海老谷、原田、上ノ谷、中屋、越、広地、左出、惣田、流田、市郎口、流田奥、長谷、午後、奥、滝ヶ谷、東蔵坊、庄子、中尾、小仙、円行、松尾、槽谷、大年、大称宣、福井、北、野間、居屋敷、堂ノ上、広地、池ノ坊、落ヶ平、中滝、杉尾及び福井、大字厚浜字奥考谷、保手田、畑ノ瀬原、坊界手、家ノ西池上、海老谷、小西谷、家ノ東、柳畑、市身、右衛門、寺ノ下、寺ノ後、寺西、石原谷、朶ヶ平、岡ノ内、小谷、小谷上、上ノ坪、西方、木原、西方上下、大名切、藤ヶ本、細谷、山ノ田、小丸山、狸山、藤ヶ木、溝ノ向、家ノ廻、松ヶ平、瀬畑、大藪、大谷、石ヶ尾、大平、一方座、姥ヶ懐、松ヶ平、又ヶ谷、竹鼻、栗林、尾尻、古嶋谷、小四郎谷、名切ヶ谷、石風呂、山ノ界手、荒田、建坂、向山瀬、向山、曾一郎界手、岡ノ内、西ヶ先、高野鏝谷、川原、家ノ上、石尾池、崎ヶ王及び上抗田、大字宇山字宇山ノ上、城ノ下、居屋敷、家ノ上、名古石、除ヶ谷、大谷、根頃及び社日平、大字下加茂字中尾、畑ノ谷、古家谷、小米塚、女天地、小池ヶ谷、坪井谷、釜ノ谷、北ノ谷、宮ノ脇、岡、家ノ前、八幡森、竹平、四井手ノ上、山田、平岩、中ノ谷、水ツボ、長谷、拾八町、四井手、彦山、池

ノ上及び中内、大字上加茂字西スワノカミ、大字下内膳字白水、経免、蚊ブ谷、家ノ西、野上、古茂池、西ノ岡、カニワ、片白、西森、由良木山、北原、奥ノ谷、上浄原、半田、楠谷、赤坂、滝谷、榎坂、棚田、中申原、椎木原、椎木谷、雑木及び名切、大字上内膳字小森、荒神廻、岡崎、丸山、居内、小松原、野良田、下岡、片山、松尾、ざふどふ、ヒワダ、向山、宮ノ谷、スケノ谷、長ノ後、住谷、谷田、奥畑、池ノ谷、風呂ノ谷、若宮、小原、竹田、井手、阿う田、高尾、高田、ヨトカタラ、水谷、斧谷、薬師、ひや谷、小ひや谷、ミル谷、成石、カウモン、ノタ及び露原、大字奥畑字荒場、広イザ、狸、露原、坂俊、片長、マトバ、脇ノ平、タシエ、平山、北谷、芋坂、ミコ松、高尾、切池、露ヶ谷、子り尾、三郎只、松尾、不動尾及び小倉、大字金屋字木戸、車角、新池、尻西ノ岨、大谷池、東ノ岨、上原、荒神、堂ノ内、金屋原、宇山、北原、居屋敷、金屋谷、西保寺、新宮、衣谷、中山、熊ノ淵、中山東岨、畑田、寺田、大エ田岨、カツマ、城ノ越、カジヤ原、金屋坂、大谷岨、大谷東岨、大谷西岨、大谷、大谷池ノ西、土生寺、クン原、鬼原、川嶋、谷口、小久保、畑ヶ口、山下、ミノナ、不動免、宮ノ脇、栗原、滝ノ上及び山口、大字大野字宮林、家ノ西、居屋敷、寺西、下ノ土井、栗林、家ノ上、三条原、嫁ヶ森、嫁ヶ辻、前山、中之谷、赤坂、須寄、庄慶、濁池、庄慶区、北山及び先山、大字池ノ内字道心坊、中塚、住吉、木戸口、山口、三条道通、家ノ南、南川添居屋敷、ドンドノ下、滑谷、オノ谷、中ノ谷、苺拔、寺ノ上ノ小井手、大谷、背波谷、山形、亀原、城ノ腰、菊ヶ谷、ドンガメ池、溝ノ木及び狭谷、大字宇原字市戸、東原、旭田、柚田、後藤、カリス、家ノ上、菖蒲谷、笹見谷、南後、上市戸遠後、堂山、切張、白山、白石、柳ヶ谷、相曾、クルス、大谷、抽谷、遠後、居屋敷、家ノ北、大道ノ東、大継ノ上、炭屋谷、水原、長尾、大道ノ上、家ノ上、大池ノ尻、大波ノ上、専ノ跡、コンコン、大継、大河ノ上、石原、家ノ向、八太夫原、八田原、赤坂、イケヤ谷、堀切、樅木、戎原、利平池ノ上、池ノ上、甚兵エケ谷、戎ノ瀬、八ヶ谷、仁り石、皿池ノ上、水坪ノ上、水坪、平治ヶ丸、皿池、皿池ノ東、丹後山、石城、三良丸及び亀谷、大字物部字池ノ山、長尾、傍示原、山田、不動山、池尻、棚尻、小谷、森ノ上、岡田、亀谷、堀越、年喰、針ノ木及び片山、大字上物部字名古ノ鼻、岡林、長谷及び深田、大字小路谷字古茂江、唐津及び中ノ口、大字千草字姫ヶ淵、居内、下ノ宮、野且田、上ノ内、奉行ヶ平、城原、家ノ上、坂畑、菅谷、菅谷ノ上、間谷、長尾、坂畑の上、森、坂畑ノ下、東田、坂田、陀摩、東陀摩、四郎ヶ谷、明田、瀬場谷、落合川添、丸山、畠緑、城ヶ谷、家ノ上、坂石ノ上、荒神山、中繁、小豆ヶ屋、宮谷、岩谷、空ノ手、山神、長四郎土井、五郎坂、奥ノ原、寺ノ下、奥ノ谷、藤原、猪谷口、岡ノ手、大井手ノ上、森、梶田、大砂利、鴻ノ尾、小谷口、菅谷、渡井ノ木、小家谷口、狸谷奥、狸谷口、芋谷ノ下、芋谷尾、重兵エ家ノ上、重兵エ家ノ下、芋谷、立道線、三竹谷、三井谷段、井手ノ上、滑谷、家ノ上、段、段ノ岸、白竹、河内、間谷、来田、城ノ原及び獄緑、大字相川字西向陽、大字由良字家ノ上、大字内田字夫平田、口真野谷、内ヶ谷、一ト町田ノ上、中際、池ノ谷、鎌田、下土井、押子、土生、菖蒲谷、細谷、竹ヶ谷、三ッ川及び天川谷、大字納字岸川、大西、露原、平間及び立花谷、大字鮎原吉田字住谷、堂角田、湯ノ谷、井ノ谷、坊田及び田尾、大字鮎原南谷字甲神、奥ノ谷、四反田、新堂、羽坂及び大坪、大字鮎原下字虚空蔵、岡ノ坂、山ノ神及び中山口橋、大字鮎原上字池ノ頭、大字鮎原中邑字西山、福家山、福家八京、厚朴谷、権林谷及び七曲、大字鮎原西字桑木原、長畑、中ノ谷及び京田、大字広石北字前田、藤田及び弥宣田、大字広石上字平山及び打越、大字広石中字平木、高惣、城山、今泉、奥長谷、向山、涼ヶ松、石名原及び山ノ神、大字広石下字風呂ノ岡、堺寺、居尾敷、喜住、法光寺、岡ノ内、蛇持、薬師山、中別当及び松尾、大字上堺字横倉、青木、横林、籠池、中羽、長谷池ノ頭、遠家、西谷及び大川、大字下堺字海道、越ノ道、小屋ノ谷、西赤井谷、ネバラ、乗越し及び石原、大字鳥飼上字柿木谷、赤山、釜池及び未谷、大字鳥飼中字長津路、松光寺、天郷、大淵及び久保、大字鳥飼浦字一ノ谷、大坪、美ノ越、走池南、走池西、シダリオ、猪ノ木谷、小山、三味谷、山ノ上、高山、大池の西及び柳谷ノ西、大字都志字虹ヶ谷、大谷、梅木谷及び池ノ内、大字都志万歳字平山、寺城丸田、卯ノ日及び上原、大字都志角川字上ノ加市、清水原、中尾、北浦、家ノ浦、柱ノ谷及び川池、大字都志大日字姥ヶ市、清水、中條、白禿、伯父ノ川及び白畑、大字都志大宮字落合、御膳ノ脇、北畑、坂ノ口、九反田、影平、原、久保、宮ノ東、小豆、石田、大戸、大年及び風呂ノ谷を除く。)の区域の土地であって、次の図面の黄緑色に着色した部分に該当するものの区域



#### 兵庫県告示第257号

平成18年兵庫県告示第925号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課及び北播磨県民局加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

加東市に係る農業振興地域図の一部を改める。



#### 兵庫県告示第258号

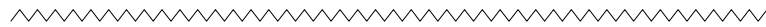
自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり決定した。

なお、この公園事業の区域を示した図面は、兵庫県庁、但馬県民局及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

(公園事業とする施設の名称)	(路線)
霧滝小又川線（歩道）	箇所1
	起点－兵庫県美方郡新温泉町（岸田・県道分岐点）
	終点－兵庫県美方郡新温泉町（三倉谷川・霧ヶ滝）
	箇所2
	起点－兵庫県美方郡新温泉町（海上・町道分岐点）
	終点－兵庫県美方郡新温泉町（小又川・シワガラの滝）



#### 兵庫県告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町栗尾字切畑327
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字切畑327（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



#### 兵庫県告示第260号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市但東町薬王寺字出尾382、383
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第261号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 保安林予定森林の所在場所

多可郡多可町加美区多田字上野539の7から539の14まで、539の16の1、539の16の2の1、字谷ケ692の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上野539の13（次の図に示す部分に限る。）、539の16の1、539の16の2の1、字谷ケ692の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第262号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 (1) 解除予定保安林の所在場所

宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向165の102・165の103（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 解除の理由

道路用地とするため

## 2 (1) 解除予定保安林の所在場所

宍粟市波賀町戸倉字宮ノ向165の101（国有林）・165の102・165の103（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第263号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 平 松 知 雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)	
能	力	1 L/日		50枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後20日		着手後15日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～20時30分 12時間		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	3～11	3～11	7～14	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	500以下	500	15以下	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	500以下	500	15以下	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10以下	10	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	88.5以下	88.5
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	88.5以下	88.5
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	2.6	2.6
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	—	—	88.5以下	88.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2以下	2	17.2以下	17.2
	亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ク ロ ム 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		0.002	0.002	0.014	0.014



66号 電気めつき施設	
25,000kg/日	
同 左	
着手後30日	
同 左	
24時間連続	
同 左	
通 常	最 大
2～5	2～8
12以下	12
80以下	80
10以下	10
48以下	48
—	—
—	—
2	2以下
48以下	48
3以下	3
34以下	34
1.3以下	1.3
96	136

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年3月27日から同年4月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第264号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
高砂工業所長 落合 計 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	37号タ 廃ガス洗浄施設		71号の4ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
能	力	14,000m <sup>3</sup> N/時		3.4t/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後3箇月		着手後4箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0～24時 0.5時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	1～2	1	5～9	5～9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	30	38,000未満	38,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	15	20	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—

りん 含 有 量 ( 単 位 mg / L )	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル ( 単 位 mg / L )	—	—	0.003 未満	0.003
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( 単 位 mg / L )	0.5 未満	1	50 未満	50
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 ( 単 位 m <sup>3</sup> / 日 )	95	190	1.2	6

備考 汚水等の一部は外部委託処理するとともに、既存特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年 3 月 27 日から同年 4 月 17 日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第265号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、法務省神戸地方務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- (2) 作業期間  
平成29年11月 1 日から平成30年 2 月 26 日まで
- (3) 作業地域  
神戸市東灘区魚崎南町一丁目、魚崎南町六丁目、魚崎南町七丁目及び魚崎南町八丁目地内
- 2 (1) 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- (2) 作業期間  
平成29年11月 1 日から平成30年 2 月 28 日まで
- (3) 作業地域  
明石市朝霧南町四丁目及び朝霧東町二丁目地内



**兵庫県告示第266号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間  
平成29年 6 月 29 日から平成30年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
神戸市の一部



**兵庫県告示第267号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.96号星陵台舞子坂線
- 3 事業施行期間  
昭和47年6月6日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第268号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.26号房王寺線  
3.2.1号山手幹線
- 3 事業施行期間  
昭和48年6月15日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第269号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月27日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 寺本川西線	宝塚市山本野里二丁目104番10から 同 市山本野里二丁目60番1まで	旧	3.0から 15.0まで	460.0	
		新	3.0から 15.0まで 5.0から 27.0まで	460.0 655.0	



**兵庫県告示第270号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年3月27日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼崎宝塚線	尼崎市南武庫之荘6丁目1番から 同 市武庫町1丁目1番まで	旧	12.0から 42.0まで	20.0	
		新	41.0から 42.0まで	20.0	一部 予定地



**兵庫県告示第271号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成29年兵庫県条例第32号）第1条に規定する兵庫県流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関を次のとおり指定し、平成30年4月1日から適用する。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 出納取扱金融機関  
株式会社 三井住友銀行
- 2 収納取扱金融機関  
株式会社 みなと銀行



**兵庫県告示第272号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨淡路県民局長から報告があった。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時  
平成30年4月10日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 場所  
洲本市塩屋2-4-5 兵庫県洲本総合庁舎 2階会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社親和

代表者氏名 大 谷 禎 誉  
 事務所所在地 兵庫県淡路市岩屋923  
 免許番号 兵庫県知事 (11) 第7470号  
 免許年月日 平成25年 9 月 2 日



**兵庫県告示第273号**

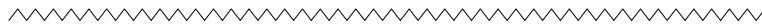
国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第 9 条第 1 項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 変更に係る事項  
兵庫県土地利用基本計画図の一部及び兵庫県土地利用基本計画書の全部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
農業地域	洲本市、加西市及び加東市の各一部
森林地域	神戸市、相生市、豊岡市、小野市、三田市、多可郡多可町及び神崎郡神河町の各一部



**兵庫県告示第274号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
小野市、加西市及び加東市



**兵庫県告示第275号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画道路  
3. 2. 140 号尾上小野線
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
加古川市野口町水足字平木



**兵庫県告示第276号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3. 4. 3 号国道 2 号線

3. 2. 140号尾上小野線

3. 4. 145号加古川別府港線

3. 4. 148号米田平荘線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 4. 3 号国道 2 号線]

加古川市野口町坂元字南ヶ市、字坂之下及び字住塚並びに加古川町平野字高見、字一ノ橋、字東長、字子々町、字子延田、字関根、字中ノ橋、字道津川、字トノ南及び字分木並びに溝之口字分木並びに寺家町字天神木、字賀加ヶ淵、字南五反田、字東長はゑ、字南裏及び字西長はゑ並びに栗津字天神ノ木及び字北浦並びに本町字前田、字城ノ開地、字南側、字春日前新田及び字外新田並びに米田町船頭字古川、字山ノ内及び字川バタ並びに平津字土橋

[3. 2. 140 号尾上小野線]

加古川市野口町坂元字坂之下

[3. 4. 145 号加古川別府港線]

加古川市加古川町寺家町字東長はゑ及び字西長はゑ

[3. 4. 148 号米田平荘線]

加古川市米田町船頭字山ノ内、字古川及び字川バタ



兵庫県告示第277号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定により、加東市天神東崎鹿谷土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 加東市天神東崎鹿谷土地区画整理組合

事務所の所在地 加東市社50番地（加東市役所内）

設立認可の年月日 平成20年 2 月 20 日

2 届出の内容

	氏 名	住 所
理 事 長	田 中 孝 英	加東市天神194番地
副理事長	長 尾 勲	同 市天神280番地 3
同	中 野 照 彦	同 市天神485番地
理 事	後 芝 好 徳	同 市岩屋120番地
同	垣 内 勉	同 市天神186番地
同	平 野 正 秀	同 市天神301番地 1
同	藤 原 圭 吾	同 市天神197番地 3



兵庫県告示第278号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、太子町 J R 網干駅西南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 太子町 J R 網干駅西南土地区画整理組合

事務所の所在地 揖保郡太子町東南51番地 1

設立認可の年月日 平成24年11月 6 日

2 事業計画の変更内容

事業施行期間

変更前 平成24年11月20日から平成30年 3 月31日まで

変更後 平成24年11月20日から平成33年 3 月31日まで

3 変更認可の年月日

平成30年 3 月27日



兵庫県告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 3 月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29丹波位置 0006号	30. 3. 14	丹波市柏原町柏原字北松葉3243番 4	6.00	32.015



兵庫県告示第280号

平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表（加西市における条例第 7 条第 2 号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（加西市における条例第 7 条第 2 号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第 3 の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市和泉町字池尻、字万所、字出口、字先祖口、字西ノ山、字中屋敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中河内、字西浦及び字宝ノ前の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第 21 号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)
乙和泉町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市和泉町字宮ノ前及び字鳥居元の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字登り口、字出口、字中屋敷及び字西浦の各一部、野上町字ヨコ枕及び字ニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4 月 3 日 (平成26年 7 月25日)



野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木、字ワキ田及び字六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
池上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市池上町字内畑の全部並びに字宮ノババ、字旅所、字旅所前、字石橋、字田畑、字薬師谷、字前田、字長尾、字サガリ及び字坂本の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山田町字東谷、字上村ナカ、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字廣畑、字観音堂、字ハヶ田、字馬ヶ谷及び字西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬、字五反田及び字若宮の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山田町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山田町字六反田及び字広畑の各一部並びに馬渡谷町字下垣内の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年4月4日
満久町地区 条例別表第3の3 の項	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ芝、字西僧、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西、字一本松、字中野及び字朝川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
島町地区 条例別表第3の3 の項	加西市島町字屋敷田及び字丸町の全部並びに字土橋、字横ヶ谷及び字大北の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)
西野々町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西野々町字オノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地藏、字アンカハナ、字青地及び字宮後の各一部、池上町字宮ノババ、字御宿カチ及び字旅所の各一部並びに和泉町字西浦の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)

西野々町地区 条例別表第3の5 の項	加西市池上町字岡崎の一部及び別府町字岡崎の一部で別図に示す区域	別表第1の9の項に規定する工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物	平成29年4月4日
	加西市西野々町字小沢及び字ソブ々の各一部で別図に示す区域	別表第1の11の項に規定する工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）に建築できる建築物	平成29年4月4日
馬渡谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字施筆、字山添、字東山、字下垣内、字野手、字イナバ、字掘ノ元、字中谷、字兎ヶ谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市馬渡谷町字中ノ垣内、字村下、字下垣内、字イナバ、字中谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型）に建築できる建築物	平成26年7月25日
大工町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ヶ及び字ウエンダの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向イダ及び字広畑ヶの各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型）に建築できる建築物	平成25年2月26日
鍛冶屋町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鍛冶屋町字千尾谷、字石原、字千尾岡、字村下、字ダラメ、字山ノ谷、字廣芝、字大池尻、字内ガチ、字スゲ田、字大畑ヶ、字村上、字若宮、字籠下及び字玉谷池ノ内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鍛冶屋町字千尾谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日)

<p>油谷町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、 字奥池尻、字東池流、字丸山、字 大畑ケ、字三十八口、字赤坂、字 山ノ谷、字中谷、字橋ノ元及び字 旅所の各一部並びに田谷町字高月 及び字宮ノ東の各一部で別図に示 す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>田谷町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市田谷町字岩ハナの全部並び に字佃、字ソノカチ、字塚原、字 門ハナ、字大木ノ上、字ドウ田、 字前田、字丁田、字上ノ山、字ハ ソバ、字森ケ内、字宮ノ東、字栗 田、字高尾、字梨ケ谷、字井ノ上、 字福手山及び字ロクロ谷の各一部 で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市田谷町字前田、字佃及び字 丁田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物</p>	<p>平成23年5月31日 (平成26年7月25日)</p>
<p>国正町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市国正町字上所、字下所、字 西羅、字前田、字中曾根、字小屋 ノ下、字折渡り、字迎所、字辻ノ 前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助 ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾 筋、字スケン上、字金山、字濁池、 字四辻、字四辻ノ上、字小谷及び 字宮ノ前の各一部並びに田谷町字 井ノ上の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市国正町字辻ノ前及び字乳母 ヶ谷の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物</p>	<p>平成23年5月31日 (平成26年7月25日)</p>
<p>小印南町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市小印南町字峰山、字西、字 西前、字前中、字前東、字アラ内、 字赤坂、字上代、字本村、字石ノ 脇、字前田、字林ノ下、字大内、 字迎山、字二反田、字アシ谷、字 枝谷、字東野、字壺丁歩西及び字 落合の各一部、油谷町字前田、字 西ノ岡及び字草野の各一部並びに 青野町字上ノ畑及び字下ノ畑の各 一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市小印南町字西、字前東及び 字東野の各一部、油谷町字草野の 一部並びに青野町字上ノ畑及び字 下ノ畑の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成26年7月25日</p>

青野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野町字流尾、字中垣内、 字下垣内、字林ノ谷、字岡、字長 谷、字山ノ谷、字土手ノ内、字上 垣内、字上大澤、字出口池尻、字 上ノ畑、字堂ノ元、字中大澤、字 上平黒及び字上皿池の各一部並び に都染町字松尾の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市青野町字長谷、字中垣内、 字流尾、字堂ノ元及び字上大澤の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成23年5月31日 (平成26年7月25日)
殿原町地区 条例別表第3の2 の項	加西市殿原町字辻井、字なごめ及 び字五反田の各一部、越水町字辻 井の一部並びに中富町字磯辺、字 西堤及び字西ノ下の各一部で別図 に示す区域	別表第1の1の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(中国道加西インタ ー北部産業施設集積型) に建築できる建築物	平成25年12月27日
殿原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市殿原町字前田の全部並びに 字上川原、字金山辻、字井ノ元、 字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字上 ノ垣内、字大将垣内、字西市岡、 字東市岡、字桃梨子、字甲田、字 土ノ坪及び字権現谷の各一部並び に上野町字高橋の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市殿原町字上川原、字上ノ垣 内、字大将垣内、字前田、字西市 岡、字東市岡及び字桃梨子の各一 部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
鴨谷町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び 字道々の各一部並びに殿原町字竹 島及び字ソトバの各一部で別図に 示す区域	別表第1の2の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(県道大和北条停車 場線沿道産業施設集積 型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鴨谷町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鴨谷町字前垣内の全部並び に字中垣内、字小山、字後垣内、 字巖嶋、字宮ノ下、字大木、字道々、 字延引、字大日前、字清水、字塩 谷、字妙売坂、字池尻、字上中後、 字小牧、字少婦谷、字池ノ内、字 宮谷、字カヤ尻、字大年浦、字安 井、字中曾根及び字谷田の各一部 並びに殿原町字下川原、字公事山、 字草ノ木及び字青石の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

	加西市鴨谷町字前垣内の全部並びに字中垣内、字小山、字後垣内、字巖嶋、字道々、字塩谷、字宮谷、字安井、字中曾根及び字谷田の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年 7月25日
笹倉町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市笹倉町字フカタ、字東カイチ、字西カイチ、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部並びに中富町字黒田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日) (平成29年 4月 4日)
	加西市笹倉町字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字堂ノ下、字ハザイ、字小向、字前山及び字川ノ上の各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 6 の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成29年 4月 4日
笹倉町地区 条例別表第 3 の 5 の項	加西市笹倉町字サカサマノ東の一部で別図に示す区域	別表第 1 の 10 の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(用途変更タイプ))に建築できる建築物	平成29年 4月 4日
中富町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大將軍、字磯部、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合、字若宮、字池ノ下、字丁市、字ハヌキ、字初沢、字初沢川原、字舟山添及び字寿仙寺の各一部並びに満久町字大西の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)
中富町地区 条例別表第 3 の 5 の項	加西市中富町字前田及び字チブクの各一部で別図に示す区域	別表第 1 の 9 の項に規定する工場等誘導区域(加西市既存事業所活用型(拡張タイプ))に建築できる建築物	平成29年 4月 4日
越水町地区 条例別表第 3 の 3 の項	加西市越水町字若宮、字池ノ上、字宮田及び字谷の各一部、中富町字椿の一部、北町字鈴ヶ森の一部並びに殿原町字鈴ヶ森、字寺ノ前、字大將垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成19年 4月 3日 (平成26年 7月25日)

	加西市殿原町字鈴ヶ森、字大将垣内、字谷及び字辻井の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
北町地区 条例別表第3の3の項	加西市北町字前畑の全部並びに字山根及び字谷田の各一部、殿原町字谷及び字鈴ヶ森の各一部、越水町字池ノ下の一部、別所町字西山及び宮ハダの各一部並びに上野町字池ノ下及び字野根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別所町地区 条例別表第3の3の項	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部、満久町字一本松の一部並びに北町字大西野及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部並びに満久町字一本松の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年12月27日
別所町地区 条例別表第3の5の項	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山及び字カミ垣の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年12月27日
上野町地区 条例別表第3の3の項	加西市上野町字高橋、字朝垣、字村間、字池ノ下及び字野根の各一部並びに殿原町字寺ノ前及び字大歳前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
田原町地区 条例別表第3の3の項	加西市田原町字カマエ及び塩カラの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字川原釜、字稲荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ヌノ尻、字前、字清水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字ヨフズ、字宮ノ下、字恋場、字ノギ、字宝蔵坊、字蔵ノ前、字岩ヶ淵、字小山、字カイソウ及び字堂ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

<p>網引町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市網引町字灰田の全部並びに 字小芝、字上灰田、字王子原、字 茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、 字東垣内、字針田、字オノ木、字 辻ノ外、字市場、字上垣内、字西 ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、 字北畑、字北山、字宮ノ後及び字 宮ノ前の各一部並びに栄町字三木 道西の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
<p>南網引町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市網引町字菰池、字鴨ヶ谷、 字脇田、字向田、字阿弥陀山ノ下、 字赤松ヶ尾、字奥ノ田、字硯ヶ岡、 字段山及び字糖塚の各一部で別図 に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市網引町字向田、字阿弥陀山 ノ下、字赤松ヶ尾及び字奥ノ田の 各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>栄町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市栄町字高山上大道北一、字 高山上大道北二、字村前、字高山 上大道南一、字高山上大道南二、 字五領道西、字三木道西一、字大 道南、字三木道西二、字三木道北 二、字三木道南一、字三木道北一 及び字赤坂下の各一部、網引町字 北山及び字上灰田の各一部並びに 桑原田町字板屋及び字桑畑ヶの各 一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>桑原田町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市桑原田町字中条垣内の全部 並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字 池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字 西ノ垣内、字長畑ヶ、字二ノ宮ノ 元、字北野畑ヶ、字高町、字春井、 字桑畑ヶ、字野畑ヶ及び字南山の 各一部並びに栄町字高山上大道北 二の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市桑原田町字宮ノ前、字西ノ 前、字西ノ垣内、字長畑ヶ、字二 ノ宮ノ元、字春井及び字南山の各 一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成26年7月25日</p>

<p>繁陽町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻、字ウチ田、字藤ノ木、字翁谷、字ウリヤ、字岸ノ上、字山添、字清洞、字北惣中及び字南惣中の各一部並びに桑原田町字アラ内の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>繁昌町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市繁昌町字山ノ脇、字北山、字川西、字椋ノ木、字熊谷、字順礼川原、字五六、字今天神、字沢田、字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若の下、字ハヌキ原、字ヲワン、字百代寺下、字成福寺、字山畑、字藪添、字神谷田、字中嶋、字柳原、字山ノ辻、字宮ノ下、字江ワキ、字田角、字森ガハナ及び字大井の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市繁昌町字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字ハヌキ原、字ヲワン、字山畑、字柳原、字江ワキ及び字森ガハナの各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>繁昌団地自治会地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市繁昌町字今天神及び字小池上の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>上宮木町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市上宮木町字住吉西、字土井ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山サノ前、字出口、字溝ノ上、字西居垣、字深町、字落ヶ池、字前田及び字帰り垣の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>下宮木村町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西、字居垣及び字土井ノ内の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)</p>
<p>下宮木町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市下宮木町字住吉前及び字井ノ上の全部並びに字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字吉田及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西、字居垣及び字土井ノ内の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)</p>



鵜野上町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鵜野町字段ノ内、字家塚浦、 字飯森前、字家塚前、字段ノ池尻、 字家塚、字上門前、字東門前、字 西門前及び字大願地の各一部、豊 倉町字荻原の一部並びに上宮木町 字水正の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鵜野南町地区 条例別表第3の2 の項	加西市鵜野町字東大下及び字東瀬 広の各一部、田原町字宮ノ谷、字 皆田口及び字大將軍の各一部並び に中野町字南上山の一部で別図に 示す区域	別表第1の3の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域（鵜野南町国道372 号沿道産業集積型）に建 築できる建築物	平成26年7月25日
鵜野南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鵜野町字東瀬広、字西瀬広、 字西大下、字西小下及び字東大下 の各一部、田原町字カイソウ、字 瀬広及び字猿楽の各一部並びに東 笠原町字向及び字蓮垣内の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
都染町地区 条例別表第3の3 の項	加西市都染町字北垣内、字岡垣内、 字南垣内、字村前、字柿ノ木及び 字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、 字岡開地、字釜ヶ辻、字ナメラ、 字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字 王子山、字桃子岡、字古川、字上 万田、字淵ノ垣内、字山本及び字 桃子の各一部、山枝町字桃子野の 一部、朝妻町字野田の一部、常吉 町字鳥ヶ池跡の一部並びに都染町 字ブラの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
別府中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市別府町字大林の全部並びに 字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、 字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、 字花ノ池尻、字大道池下、字上垣 内、字上三条、字野手、字上ヶ池 下、字寺田岡、字五良ヶ池東及び 字小池下の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市別府町字高瀬、字北ヶ池、 字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、 字大道池下、字上垣内、字野手、 字上ヶ池下及び字小池下の各一部 で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域（地縁者小規模事業 所型）に建築できる建築 物	平成26年7月25日

<p>別府東町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市別府町字南細沢、字野ケ地、 字柿木谷、字唐囷池下、字神田ヶ 谷、字餅池下、字野田、字堀切、 字竹ノ元、字唐囷池東、字上細沢、 字小池下、字神田前、字東ノ岡、 字南ノ岡、字北ノ芝、字芝崎、字 長島、字下常及び字草野の各一部、 青野町字草野の一部並びに都染町 字野堂の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>常吉町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市常吉町字南畑の全部並びに 字構、字中川原、字芝崎、字前田、 字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、 字東畑、字池ノ内、字井ノブ、字 熊谷、字柿木谷、字山崎畑、字北 開地、字瀧ノ上、字西ホ及び字清 水尻の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>朝妻町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙 門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、 字落ケ池ノ下、字大歳浦、字脇田、 字清サ、字古垣内、字池ノ上、字 中垣内、字池ノ内、字野手、字道 ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、 字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字 下井、字カヤ原、字笥詰、字南垣 内、字東山、字与四郎ケ岡、字安 楽寺及び字川原の各一部、繁昌町 字大柳、字百代寺及び字天神の各 一部並びに山枝町字安楽寺及び字 桃子野の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市朝妻町字御蔵垣内、字アン ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、 字家ノ下及び字下井の各一部、繁 昌町字大柳の一部並びに山枝町字 桃子野の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>豊倉町地区 条例別表第3の2 の項</p>	<p>加西市豊倉町字山ノ谷の一部及び 玉野町字飯森野の一部で別図に示 す区域</p>	<p>別表第1の4の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(県道玉野倉谷線沿 道商業・サービス施設集 積型)に建築できる建築 物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
	<p>加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森 の各一部、玉野町字飯森野の一部 並びに中西町字広野の一部で別図 に示す区域</p>	<p>別表第1の5の項に規 定する工場、店舗等周辺 区域(県道玉野倉谷線沿 道流通業施設集積型)に 建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>

豊倉町地区 条例別表第3の3 の項	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、 字上村下、字上村、字三ノ谷、字 池ノ下、字中村、字中村下、字下 村下、字宮中、字下村、字北ノ山、 字岸ノ上及び字萩原の各一部並び に鶴野町字段ノ内及び字大願寺の 各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
	加西市豊倉町字上村下、字上村、 字池ノ下、字中村、字中村下、字 下村及び字萩原の各一部並びに鶴 野町字段ノ内及び字大願寺の各一 部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成25年12月27日
玉野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉野町字前垣内、字竹カ端、 字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ 谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、 字大坪、字内垣内、字柿ノ木、字 彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙 門、字堂ノ本、字堂ノ上、字越後 橋、字カヤ田、字川ノ上、字横辻、 字宮ノ前、字西山及び字長法寺の 各一部、玉丘町字宮ノ前峠、字宮 ノ前堂ノ東、字宮ノ前地蔵西及び 字長倉出水の各一部並びに山枝町 字老丁田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山枝町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山枝町字入道ヶ谷、字桃子 野、字小正開地、字老丁田、字村 内、字村前、字坂本、字安楽寺、 字池ノ尻、字山ノ上、字廣長及び 字東山の各一部、朝妻町字野田の 一部並びに別府町字桃子野の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日) (平成29年4月4日)
山枝町地区 条例別表第3の5 の項	加西市山枝町字桃子野の一部及び 別府町字桃子野の一部で別図に示 す区域	別表第1の9の項に規 定する工場等誘導区域 (加西市既存事業所活 用型(拡張タイプ))に 建築できる建築物	平成29年4月4日
玉丘町地区 条例別表第3の3 の項	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、 字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山、 字逆、字宮ノ前地蔵西及び字芳ヶ 端下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市玉丘町字芳ヶ端及び字逆の 各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日

青野原町地区 条例別表第3の3 の項	加西市青野原町字草野の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字南垣内及び字柳町 の全部並びに字宮ノ下、字田中ノ 下、字後之谷、字中長、字立石、 字久保田、字作り上、字北垣内、 字鎌田、字構イ、字蔵ヶ坪及び字 ウシロの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
福住西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市福住町字村前、字中長、字 後之谷及び字堀畑の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字峯ノ坊、字畑谷、 字浦上、字中條、字寺門、字田積、 字門前、字貝積、字城山及び字樽 井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字貝積の一部で別図 に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
山下中町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字堂ノ端の全部並び に字井ノ奥、字畑谷、字五反田、 字岩ノ奥、字山中、字北所、字浦 上、字高尾及び字樽井の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
山下東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市山下町字下條の全部並びに 字虫啼野、字崇ラ谷、字御車下、 字家中、字廣元、字中ノ坪、字新 池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ 岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣 内、字向ヒ山、字土井畑、字五反 田、字池田、字上中ノ坪、字峠、 字丸山、字北田、字大連山、字千 原及び字中ノ池尻の各一部並びに 吉野町字無現山の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市山下町字峠及び字丸山の各 一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日

西横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西横田町字井ノ熊の全部並びに字垣内、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字池田、字下モ田、字戸谷、字堂ノ下、字寺山及び字門前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東横田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東横田町字垣内の全部並びに字堂ノ鼻、字藪下、字北山、字宮ノ東、字宮ノ前、字西池下、字長坂及び字長ヲサの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
鎮岩町地区 条例別表第3の3 の項	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩ノ山、字下モ代、字町寄セ、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字堂ノ西、字町寄セ、字東ラ、字コブチ及び字大道の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
鎮岩町地区 条例別表第3の5 の項	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮岩の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内、字掘越及び字宮西の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東長町字村前の全部並びに字助友、字村下、字井ノ部、字道ノ下及び字分ノ町の各一部並びに西長町字村下及び字藪下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
西長町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西長町字扇子平山、字小谷口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字五反田、字岡ノ前、字岡、字二反田、字天田、字大平山及び字川原中の各一部、東長町字繁野の一部並びに両月町字牛谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

東剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市東剣坂町字村中の全部並びに字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字下ノ馬場、字上ノ大道、字堂ノ前、字大沢ノ内、字澤、字米山、字鍋柳、字堀ノ尻、字村前、字土矢倉、字上代及び字大坪の各一部並びに西剣坂町字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東剣坂町地区 条例別表第3の5 の項	加西市東剣坂町字上代の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日
西剣坂町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥、字廣畑ヶ、字薩高、字山根、字松本、字千原、字村中、字町田、字深田、字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
中山町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、字池ノ谷、字大將軍、字山ノ口、字清蔵ヶ谷、字清水返及び字本谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大柳町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大柳町字石ノ本、字泥口、字下垣内、字小久語、字中山口、字千谷口、字赤阪、字向ヒ、字ダル、字奥垣内、字向ヒ石ノ本、字中蔵口及び字梨谷の各一部並びに中山町字梨谷及び字山ノ口の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
王子町地区 条例別表第3の3 の項	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内、字拾町歩及び字宮ノ前の各一部並びに戸田井町字南カイチの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠及び字拾町歩の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
戸田井町地区 条例別表第3の3 の項	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字深田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

両月町地区 条例別表第3の3 の項	加西市両月町字平林、字大ケ池尻、 字村前、字高町、字郡長、字村ノ 内、字馬橋及び字宮ノ本の各一部 並びに戸田井町字村西の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の3 の項	加西市大村町字宮ノ前の全部並び に字越前、字六ノ坪、字前ノ下、 字西ノ垣内、字宮ノ後、字池ノ下、 字堂山、字上ノ山、字瀧ノ方、字 京前及び字掘町の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
大村町地区 条例別表第3の5 の項	加西市大村町字下平田の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成21年4月7日
尾崎町地区 条例別表第3の3 の項	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ 畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ 脇、字京十万、字蒸セノ山、字タ イシャク谷、字野池、字西ノ岡及 び字加門ケ下の各一部、中西町字 サノキ谷及び字広野の各一部、大 村町字越前、字加門ケ下、字六ノ 坪、字京十万及び字堂山の各一部 並びに段下町字東野、字奥山及び 字戸中の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日) (平成30年3月27日)
	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、 字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシ ャク谷及び字西ノ岡の各一部並び に大村町字越前、字加門ケ下、字 六ノ坪及び字京十万の各一部で別 図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成25年12月27日
段下町地区 条例別表第3の3 の項	加西市段下町字宮垣内の全部並び に字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、 字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内、 字林ヶ谷、字乙池、字向山、字皿 池尻、字開キ、字二反田及び字中 曾根の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市段下町字後口代、字戸中、 字中ノ垣内、字乙池、字向山、字 二反田及び字中曾根の各一部で別 図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
中西南町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字垣内、字サノキ谷、 字へノ沢及び字谷口の各一部並び に大村町字加門ケ下の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

中西北町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字堂ヶ谷、字向井、字垣内、字トリテ、字大林及び字オノ神の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
琵琶甲町地区 条例別表第3の3 の項	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字鍋垣内、字大年谷、字宮ノ前及び字垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
新生町地区 条例別表第3の3 の項	加西市新生町の全部並びに琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
野条町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野条町字中ノ角の全部並びに字上西谷、字西谷、字中尾、字高町、字中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端、字古池、字東茨谷、字上北ノ端及び字南茨谷の各一部、琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部並びに鶴野町字西中沢及び字西上沢の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
牛居町地区 条例別表第3の3 の項	加西市牛居町字殿垣内の全部並びに字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、字藪下、字下平ノ沢、字赤坂、字権兵衛野、字平ノ沢及び字普代ノ垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂ノ前及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
上野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字後山、字アン林、字岡本、字田中ノ内、字溝向及び字野田代の各一部並びに西笠原町字大谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
東野田町地区 条例別表第3の3 の項	加西市野田町字道下の全部並びに字田中ノ内、字溝向、字三辻、字鳥居本、字上戸、字中スカエ、字カミ田、字シボラ、字土居ノ内及び字六ヶ坪の各一部、西笠原町字北ノ谷、字カミ田、字六ヶ坪及び字上戸の各一部、東笠原町字北田山、字北田及び字薬師ノ下の各一部、牛居町字森井及び字池ノ後の各一部並びに王子町字王子クゴの一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)



<p>東笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市東笠原町字オノ神、字下河原、字上澤、字下澤、字川田、字沖、字中溝、字山ノ下、字東山、字前及び字向の各一部並びに西笠原町字クゴの一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>東笠原町地区 条例別表第3の8 の項</p>	<p>加西市東笠原町字東山の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の12の項に規定する地域資源活用区域(鶴野飛行場南部歴史資源活用型)に建築できる建築物</p>	<p>平成29年4月4日</p>
<p>西笠原町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字山本、字野垣内、字上西、字永長、字奥垣内、字クゴ及び字上戸の各一部、野田町字志ボラ及び字アン林の各一部並びに東笠原町字オノ神及び字前の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市西笠原町字大谷、字前垣内、字藪ノ上、字山本及び字クゴの各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
	<p>加西市西笠原町字大谷の一部及び野田町字アン林の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の8の項に規定する地域活力再生等区域(西笠原グリーンタウン型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>
<p>三口町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字村中、字大坪、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山及び字西角の各一部並びに西笠原町字大谷及び字六蔵の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年12月27日)</p>
	<p>加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山の一部並びに西笠原町字六蔵の一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年12月27日</p>

<p>坂本町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成25年2月26日</p>
<p>倉谷町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ側、字湯出ノ坪、字洪田、字芋畦及び字焼野の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>千ノ沢町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、字筒ヶ池ノ内、字曾崎坪及び字裏山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市倉谷町字宮ノ東、字八分、字筒ヶ池ノ内及び字裏山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>北条町小谷地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市北条町小谷字下鴻谷、字東垣内、字四反田、字下垣内、字上垣内、字祢々田、字中溝、字太谷、字音ヶ谷、字上鴻谷及び字城山の各一部並びに北条町北条字堀池の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>北条町栗田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、字西法寺、字小泉、字カスガ谷及び字前田の各一部並びに北条町横尾字小泉の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>北条町東高室地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市北条町東高室字宿の全部並びに字宮ノ本、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字大澤、字東代、字京尾、字向林、字荒神山裏、字荒神山、字薬師及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)</p>

	加西市北条町東高室字大新田、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字東代、字京尾及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成25年2月26日
北条町西高室地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町西高室字村中の全部並びに字清水田、字大溝、字薬師谷、字木ノ下、字村下、字大坪及び字和田の各一部並びに北条町西南字馬ヶ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町東南地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町東南字一ノ谷、字岩ヶ鼻及び字村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町西南地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷、字西奥谷、字片山、字大坪、字大道、字馬ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
北条町黒駒地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前及び字大將軍の全部並びに字向山、字宮前、字女鹿山及び字中野の各一部、市村町字狭間、字栗山及び字上森竹の各一部並びに北条町北条字菊ヶ谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市北条町黒駒字打乗、字住吉前、字寺前、字大將軍、字向山、字女鹿山及び字中野の各一部並びに市村町字狭間及び字栗山の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物	平成26年7月25日
女鹿山自治区地区 条例別表第3の3の項	加西市北条町黒駒字女鹿山及び字宮ノ前の各一部並びに西上野町字女鹿山及び字東女鹿山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
谷町地区 条例別表第3の3の項	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井、字西垣内、字岡田、字内畑、字宮森、字宝前、字土真田、字堂ノ前及び字ヲタの各一部、北条町小谷字財ノ元及び字中溝の各一部並びに北条町北条字古市場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

西谷東町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、 字西渡、字渡、字天神谷、字生姜 谷、字葉ノ木、字上葉ノ木、字カ ズラ谷、字深田、字宝及び字下桜 の各一部、谷町字溝ノ上、字餅田 及び字稗田の各一部、西上野町字 上平田の一部並びに窪田町字上向 の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市西谷町字葉ノ木、字深田、 字宝及び字下桜の各一部、谷町字 餅田及び字稗田の各一部、西上野 町字上平田の一部並びに窪田町字 上向の一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
西谷西町地区 条例別表第3の3 の項	加西市西谷町字観音谷、字東観音 谷、字行安谷、字上渡り、字西渡、 字西荒木及び字椎野の各一部並び に畑町字千軒寺の一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市西谷町字観音谷、字上渡り、 字西渡及び字椎野の各一部で別図 に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
畑町地区 条例別表第3の3 の項	加西市畑町字山ケ谷、字梶ケ谷、 字貝間、字今善寺、字老ノ前、字 佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、 字網ケ谷、字柳ノ元、字井ノ上、 字風目、字大崎、字乗末、字鳥居 元、字門田、字片山、字千軒寺、 字土師縄手、字大池ノ下、字内垣 内、字ニタス、字中溝、字盆野、 字居垣内、字法花谷、字箸谷、字 倉狭間、字寺尾、字藪田、字丸山、 字平谷、字庵屋敷、字久谷及び字 太葉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)
	加西市畑町字山ケ谷、字貝間、字 馬場、字中芝、字柳ノ元、字門田、 字千軒寺、字土師縄手、字ニタス、 字倉狭間、字寺尾、字藪田及び字 太葉谷の各一部で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日
芝自治区地区 条例別表第3の3 の項	加西市畑町字東入角、字太葉谷及 び字中芝の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成26年7月25日)

<p>窪田町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市窪田町字平林、字沖田、字門ノ下、字桑原、字中向、字上向、字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ谷及び字境垣内の各一部並びに西上野町字平林の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>吸谷町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市吸谷町字坂ノ脇、字高倉山、字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字馬場ノ下、字観音垣内、字北山及び字石畑の各一部並びに窪田町字平林の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>西上野町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市西上野町字西村中、字八反田、字東村中、字上平田、字中平田、字平林、字井通、字村前及び字下平田の各一部並びに谷町字土真田及び字ヲタの各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>西上野町地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>加西市西上野町字平林及び字西村中の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の5の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年6月26日</p>
<p>市村町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市市村町字西ノ垣内及び字堂田の全部並びに字西ノ樋、字北ノ下、字北ノ上、字大歳前、字谷ヶ坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市市村町字西垣ノ内、字西ノ樋、字北ノ下、字堂田及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年2月26日 (平成26年7月25日)</p>
<p>坂元町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市坂元町字筋違、字西宅地、字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向ヒ山、字南宅地、字神田、字丸山、字久斗谷、字狭間、字内町、字瓜家、字柳坪、字生乗り、字宮ノ西及び字舞台の各一部、市村町字上森竹、字壺反条、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部並びに福居町字馬橋の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成25年2月26日) (平成26年7月25日)</p>
	<p>加西市坂元町字瓜家、字生乗り及び字宮ノ西の各一部並びに市村町字上森竹、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成25年2月26日 (平成26年7月25日)</p>

<p>福居町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市福居町字西谷、字岩井、字奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首通り、字前通、字東谷、字反田、字福居、字上中田、字奥ノ谷、字高宮、字下中田、字西野谷、字西ノ谷、字上ハサマ、字狭間、字久斗谷、字津ノ内及び字荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>谷口町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市谷口町字村中及び字カタガリの全部並びに字西ノガワ、字巖瀧、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口及び字後口の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>吉野町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部、福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部並びに坂元町字向イ山の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成19年4月3日 (平成26年7月25日)</p>
<p>鶉野中町地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
	<p>加西市鶉野町字東上沢、字東中沢、字西上条及び字東中条の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の6の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型)に建築できる建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
<p>鶉野中町地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>加西市下宮木町字小西及び字大歳西の各一部、鶉野町字東上沢の一部並びに中野町字上山の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の5の項に規定する建築物</p>	<p>平成21年4月7日 (平成25年2月26日)</p>
<p>北条町古坂地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字下来光、字西山、字坂ノ谷、字松笠、字芝中、字古戸及び字菰池の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>
	<p>加西市北条町古坂字奥谷口、字来光、字西山及び字坂ノ谷の各一部で別図に示す区域</p>	<p>別表第1の7の項に規定する地域活力再生等区域(地縁者小規模事業所型(住宅市街地隣接タイプ))に建築できる建築物</p>	<p>平成26年7月25日</p>

中野町地区 条例別表第3の3 の項	加西市中野町字上山、字南上山、 字南村上及び字伯父ケ谷の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年7月25日
	加西市中野町字上山、字南上山、 字南村上及び字伯父ケ谷の各一部 で別図に示す区域	別表第1の6の項に規 定する地域活力再生等 区域(地縁者小規模事業 所型)に建築できる建築 物	平成26年7月25日

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

区域の名称	建築できる建築物の用途
1 工場、店舗等 周辺区域(中国 道加西インター 北部産業施設集 積型)	次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法(昭和25年法律201号)別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) (2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。)で延べ面積が500㎡以下のもの (3) 事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に掲げる暴力団事務所等(以下「暴力団事務所等」という。)を除く。) (4) 自動車車庫 (5) 倉庫 (6) 研究所その他これに類するもの (7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)
2 工場、店舗等 周辺区域(県道 大和北条停車場 線沿道産業施設 集積型)	次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) (2) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。) (3) 自動車車庫 (4) 倉庫 (5) 研究所その他これに類するもの (6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの (7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの(予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。)
3 工場、店舗等 周辺区域(鶴野 南町国道372号 沿道産業集積 型)	次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの (1) 工場その他これに類するもの(建築基準法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) (2) 事務所その他これに類するもの(暴力団事務所等を除く。) (3) 自動車車庫 (4) 倉庫

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 研究所その他これに類するもの</li> <li>(6) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</li> <li>(7) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</li> </ul>
<p>4 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 商業・サービス 施設集積型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が500㎡以下のもの</li> <li>(2) 診療所で延べ面積が500㎡以下のもの</li> <li>(3) ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年加西市条例第20号）第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。）</li> <li>(4) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が500㎡以下のもの</li> <li>(5) 市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のも）を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの</li> <li>(6) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</li> </ul>
<p>5 工場、店舗等 周辺区域（県道 玉野倉谷線沿道 流通業施設集積 型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</li> <li>(2) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が500㎡以下のもの</li> <li>(3) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</li> <li>(4) 自動車車庫</li> <li>(5) 倉庫</li> <li>(6) 研究所その他これに類するもの</li> <li>(7) 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</li> <li>(8) 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</li> </ul>
<p>6 地域活力再生 等区域（地縁者 小規模事業所 型）</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、次の各号に掲げるものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築基準法別表第2（に）項第3号、（ち）項第2号並びに（ぬ）項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</li> <li>(2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</li> <li>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</li> <li>(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第13項に規定する指定副産物を破碎施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</li> </ul>



	(5) 暴力団事務所等
<p>7 地域活力再生等区域（地縁者小規模事業所型（住宅市街地隣接タイプ））</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物（ただし、次の各号に掲げるものは除く。）</p> <p>(1) 建築基準法別表第2（に）項第3号、（ち）項第2号並びに（ぬ）項第1号、第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(2) 結婚式場、葬儀場その他これらに類するもの</p> <p>(3) 廃掃法施行令第7条各号に掲げるもの及びその管理施設</p> <p>(4) 資源有効利用促進法第2条第13項に規定する指定副産物を破砕施設等を用いて再資源化する施設及びその管理施設</p> <p>(5) 暴力団事務所等</p> <p>(6) 建築基準法別表第2（へ）項第1号及び第2号に掲げるもの</p>
<p>8 地域活力再生等区域（西笠原グリーントウン型）</p>	<p>次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの（兼用できる用途は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。）又は診療所に限る。）で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(3) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿で延べ面積が500㎡以下のもの</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（い）項第4号に規定する建築物に限る。）</p> <p>(5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(6) 診療所で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(8) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）で延べ面積が280㎡以下のもの</p> <p>(9) 公民館、集会所その他これらに類するもの（周辺地域の住民を対象とするものに限る。）</p> <p>(10) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。）</p>
<p>9 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））</p>	<p>市街化調整区域に建築されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物（別表第2の1の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの（ただし、別表第3に掲げる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（以下「地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所」という。）であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。）</p> <p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>10 工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）</p>	<p>廃業等により業種又は事業者が変更され、現敷地において引き続き営まれる地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の2の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの</p>

<p>(用途変更タイプ)</p>	<p>(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）                  (2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）                  (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）                  (4) 研究所その他これに類するもの                  (5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>11 工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）</p>	<p>地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所（別表第2の3の項に定めるものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するもの                  (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）                  (2) 事務所その他これに類するもの（製造業を営む事業の用に供するもの又は主に製造業を営むものと取引のある若しくは取引をしようとしている一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）、特定貨物自動車運送業若しくは貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するものに限る。）                  (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）                  (4) 研究所その他これに類するもの                  (5) 前各号の建築物に附属するもの</p>
<p>12 地域資源活用区域（鶉野飛行場南部歴史資源活用型）</p>	<p>市長が本区域固有の地域資源の活用に資すると認める建築物で、次の各号のいずれかに該当するもの                  (1) 休憩所                  (2) 公衆便所                  (3) 展示施設                  (4) 前3号の建築物に附属するもの</p>

別表第2

<p>1 別表第1の9の項に掲げる工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（拡張タイプ））に建築できる建築物</p>	<p>次のいずれにも該当する建築物                  (1) 建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。                  (2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。                  (3) 予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会の同意を得たものであること。</p>
<p>2 別表第1の10の項に掲げる工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型（用途変更タイプ））に建築できる建築物</p>	<p>次のいずれにも該当する建築物                  (1) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。                  (2) 予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会の同意を得たものであること。</p>

3 別表第1の11の項に掲げる工場等誘導区域(加西市地域産業振興型)に建築できる建築物	次のいずれにも該当する建築物 (1) 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から別の敷地へ移転し建築する場合は従前の建築物の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。 (2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。 (3) 予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会の同意を得たものであること。
---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第3

地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所は次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。 (1) 雇用者(雇用する予定の者も含む。)の50%以上が加西市内に居住している事業所 (2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所 (3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所 (4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所 (5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者(雇用する予定の者も含む。)の25%以上が加西市内に居住している事業所 (6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする右欄のいずれかの業種に該当し、かつ、雇用者(雇用する予定の者も含む。)の25%以上が加西市内に居住している事業所	(6)の事業に該当する業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める次の中分類コードに該当する業種とする。 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 18 プラスチック製品製造業 22 鉄鋼業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



兵庫県告示第281号

平成24年兵庫県告示第29号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等)の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

表(猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)を次のように改める。

表(猪名川町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)

<p>柏原地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>川辺郡猪名川町柏原字石原田、字大森谷、字鍛冶屋、字上垣内、字木戸口、字倉掛、字栗林、字小谷、字下西、字田位、字竹ノ下、字寺ノ下、字鳥ヶ平、字中尾、字中林、字灰所、字樋ノ谷、字福井、字宮ノ上、字宮ノ脇、字中、字東、字南、字石船、字平成、字平井、字古岩及び字藪ノ上の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）</p>	<p>平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>
<p>西畑地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>川辺郡猪名川町西畑字大野、字畑ヶ田、字深田、字堀切、字松ヶ本、字長尾及び字山ノ子の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>
<p>杉生地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>川辺郡猪名川町杉生字一ノ谷、字今西、字岩神、字永正庵、字トイ川、字前フケ、字宮ノ下、字大北、字大野、字新平井、字小田中、字雲ノ瀬、字コウトウ、字栖ノ子、字鍋田、字長谷森、字峽間、字東、字一岩、字風呂ノ本、字前田、字丸畑、字森ノ本及び字奥山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>
	<p>川辺郡猪名川町杉生字永正庵の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の2の項に規定する建築物</p>	<p>平成30年3月27日</p>
<p>島地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>川辺郡猪名川町島字内垣内、字柿瀬、字賀島、字川面、字柘鳴美、字石垣内、字佃、字中ノ町、字西山、字前田及び字若城の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>
	<p>川辺郡猪名川町島字内垣内及び字柿瀬の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の2の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>
<p>鎌倉地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>川辺郡猪名川町鎌倉字栖ノ子、字出口、字東門、字深田、字向所、字森ノ本、字横大道及び字古門の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>
<p>仁頂寺地区 条例別表第3の3の項</p>	<p>川辺郡猪名川町仁頂寺字上ヶ林、字後谷、字垣内、字谷垣内、字中谷口、字淵前、字南宮脇及び字南山の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成24年1月17日</p>

清水東地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町清水東字後田、字垣内及び字吉谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
清水地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町清水字岡ノ下、字小平井、字寺ノ前、字中久保、字長田、字八ノ坪、字平田、字広瀬及び字山添の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成24年1月17日
	川辺郡猪名川町清水字北谷、字小平井及び字寺ノ前の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成24年1月17日 (平成30年3月27日)
笹尾地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町笹尾字ヘイソへ、字奥谷甲、字奥谷丙、字加門田、字掛谷、字宮ノ前、字高町、字黒添エ、字材ノ前、字笹下、字笹平井、字西平井、字大作り、字大田、字大藪、字土穴、字東田、字堂谷、字峠谷、字尼岡下及び字箱石の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
	川辺郡猪名川町笹尾字高町、字箱石、字加門田及び字尼岡下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年3月29日
林田地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町林田字奥谷口、字家廻、字乾廻、字宮垣内、字柘ノ木谷、字水鳥、字性蓮坊及び字池尻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
柘原地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町柘原字吉田廻、字宮下、字村上、字田中廻、字東山、字東良、字堂ノ下、字堂ノ廻、字入口、字柏ノ木、字大谷口及び字和田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
木間生地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町木間生字下前、字前芝、字大道下及び字弥七郎畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日
木津地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町木津字井ノ上、字鰻谷、字下庵、字戸塚尻、字御所垣内、字座尾、字細カ平井、字山瀬、字山添、字寺垣内、字上垣内、字正カ本、字西島、字川向、字早田、字茶垣内、字中島、字島向、字南垣内、字八十、字飛田、字風呂尻、字福田垣内、字鳴海、字有井及び字有井裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成25年3月29日

	川辺郡猪名川町木津字福田垣内 の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
	川辺郡猪名川町木津字南垣内 の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
万善地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町万善字鬼ヶ門、 字佐保姫、字寺ノ下通、字神屋田、 字神明前、字対津、字南アジャリ、 字畑溝、字北アジャリ及び字北殿 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
槻並地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町槻並字カツコウ、 字グミノ木阪、字奥西垣内、字横 堀、字加味垣内、字間明田、字岩 ガ平井、字久保ノ奥、字宮ノ森、 字宮ノ前、字金ガ谷、字オカ鼻、 字寺ノ上、字上ヶ平井、字新田垣 内、字新堂下、字深谷、字清沢、 字西中垣内、字前久保、字大井戸、 字大海、字大グロ、字大仁部、字 中筋、字中島垣内、字中道筋、字 田中垣内、字田畑、字畑板、字尾 崎、字福西垣内、字宝地口、字北 垣内、字流田、字小田及び字和所 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成25年3月29日
上阿古谷地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町上阿古谷字町田、 字畑ヶ芝、字葛原、字波座麻、字 桃ヶ下、字上垣内、字垣内、字宮 ノ脇、字宮ノ下、字花ヶ谷、字庵 ノ下、字桶屋畑、字仁部、字越中 垣内、字柳谷、字宮ノ谷、字松雲 庵、字能勢谷、字旭谷、字能田ヶ 谷、字西久保、字西ヶ平、字清水 垣内、字奥西、字堂ノ下、字兵エ 垣内、字向井田、字竈ノ下、字竈 ノ本及び字西ヶ丘の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年3月28日
民田地区 条例別表第3の3 の項	川辺郡猪名川町民田字堤、字北 垣、字宮下、字宮前、字免田、字 寺下、字一反田、字辻垣、字中通、 字松ヶ谷、字谷下、字田麦、字平 井及び字千軒上の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成26年3月28日
	川辺郡猪名川町民田字宮前の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	平成26年3月28日

下阿古谷地区 条例別表第 3 の 3 の項	川辺郡猪名川町下阿古谷字明神ヶ谷口、字明神ヶ谷、字岩鼻、字前町、字向山、字岡垣内、字上殿垣内、字井谷垣内、字久保田、字村井田、字黒末、字南前田、字下前田、字上前田、字中ノ谷、字上垣内、字中垣内、字宮ノ向、字西田、字北中垣内、字大神宮及び字京伝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成26年 3 月 28 日
	川辺郡猪名川町下阿古谷字大神宮、字西田及び字北中垣内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 4 の項に規定する建築物	平成26年 3 月 28 日



**兵庫県告示第282号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

平成30年 3 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表一般社団法人兵庫県食品衛生協会の項中

「		明石食品衛生協会	明石市本町	
		明石市食品衛生協会	明石市大久保町ゆりのき通	
を	「			」

に改める。



**兵庫県告示第283号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第 1 項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3 月 27 日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市安乎町古宮83—1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
北川田主	洲本市安乎町古宮24

- 3 指定する理由  
洲本市安乎町古宮地域内岩戸川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第284号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第 1 項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定す

る。

平成30年 3 月 27 日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市上加茂379
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
三木田大池田主	洲本市上加茂216

- 3 指定する理由  
洲本市上加茂地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第285号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第 1 項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3 月 27 日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市五色町広石下1455
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
惣乙加市田主	洲本市五色町広石下880

- 3 指定する理由  
洲本市五色町広石下地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第286号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第 1 項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3 月 27 日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市五色町鮎原葛尾748
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
鴨郡田主	洲本市五色町鮎原葛尾 7—2

- 3 指定する理由  
洲本市五色町鮎原地域内山田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第287号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第 1 項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3 月 27 日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 指定する貯水施設の所在地



洲本市五色町鮎原葛尾字鴨部755—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
鴨郡田主	洲本市五色町鮎原葛尾7—2

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原地域内山田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第288号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町鮎原南谷字八幡233

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
川池田主	洲本市鮎原南谷191

3 指定する理由

洲本市五色町鮎原南谷地域内都志川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第289号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市鮎屋4

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
平見田主	洲本市鮎屋73

3 指定する理由

洲本市鮎屋地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第290号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

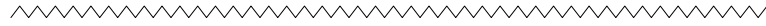
洲本市安乎町古宮773

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
イゴモリ田主	洲本市安乎町中田128

3 指定する理由

洲本市安乎町地域内岩戸川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第291号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市倭文長田字川池ノ上2238

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
川池田主	南あわじ市倭文長田1698—1

3 指定する理由

南あわじ市倭文長田地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第292号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

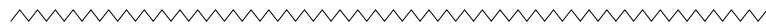
南あわじ市倭文長田字柳田244

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
川池田主	南あわじ市倭文長田1698—1

3 指定する理由

南あわじ市倭文長田地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第293号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市倭文長田字柳池2124

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所

ヤナ池田主

南あわじ市倭文長田2074

3 指定する理由

南あわじ市倭文長田地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第294号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市倭文長田字平池387—1、387—2

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
平池田主	南あわじ市倭文長田451
流自治会	南あわじ市倭文流129

3 指定する理由

南あわじ市倭文長田地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第295号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市倭文庄田字ドセウ谷577

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
寺地田主	南あわじ市倭文庄田589—1

3 指定する理由

南あわじ市倭文庄田地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第296号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市山田字サナギタニ乙225

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所

山田水利組合	淡路市山田甲547
--------	-----------

3 指定する理由

淡路市山田地域内山田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第297号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市中田字松田3826

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
松田池田主	淡路市中田2990—2

3 指定する理由

淡路市中田地域内志筑川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第298号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

平成30年 3月27日

淡路県民局長 吉 村 文 章

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市木曾上字皿池467—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所

名 称	住 所
皿池田主	淡路市木曾上1014

3 指定する理由

淡路市木曾上地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町北田原字内田229番1、230番、230番1、230番2、232番5、232番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

川辺郡猪名川町北田原字屏風岳3番地

医療法人晴風園 理事長 植 松 正 保

3 許可年月日及び許可番号

平成29年11月 8 日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1－7 号（29猪名川）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
川辺郡猪名川町柏梨田字イハノ谷13番 3、14番 2 の一部、14番 4、14番 6、15番、15番 1、250番の一部、250番 1 の一部、250番 2 の一部、251番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
川辺郡猪名川町北田原字掛ヶ坂12番地の 2  
有限会社ミツバ商事 代表取締役 飯 田 敏 彦
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 2月28日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1－4－2 号（29猪名川）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古宮字阪留73番 4、74番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町古宮590番地の11  
山 本 康 代
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年11月30日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1－27号（29播磨）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町西治字拝尾860番27、860番28、860番33
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神崎郡福崎町福田447番地の 1  
福伸電機株式会社 代表取締役 宮 内 康 友
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 3月14日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1－42－2 号（28福崎）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完

了した。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
丹波市春日町歌道谷字歌道谷200番から203番までの各一部、204番、205番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市西区南堀江三丁目14番12号  
株式会社ワコーパレット 代表取締役 羽 山 謙 造
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年11月10日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1－3－2号（29丹波）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
淡路市久留麻字神田2011番2の一部、2011番7、2012番1の一部、2013番1、2013番2、2014番、2015番
- 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市天王寺区東高津町11番9号  
株式会社日本アシスト 代表取締役 阿 江 秀 典
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成29年10月11日  
兵庫県指令淡路（洲土）（建）第1－2号（29淡路）

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第18号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	92,481
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	678,002



**兵庫県選挙管理委員会告示第19号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	58,062
神戸市灘区	36,153
神戸市中央区	35,814
神戸市兵庫区	30,136
神戸市北区	61,207
神戸市長田区	26,848
神戸市須磨区	45,529
神戸市垂水区	61,684
神戸市西区	67,471
姫 路 市	139,896
尼 崎 市	128,920
明 石 市	83,069
西 宮 市	132,029
洲 本 市	12,761
芦 屋 市	26,694
伊 丹 市	55,310
相 生 市	8,505
豊 岡 市	23,189
加 古 川 市	73,817
たつの市及び揖保郡 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	30,852
西脇市及び多可郡	23,102
西脇市及び多可郡	17,560
宝 塚 市	64,562
三 木 市	22,058
高 砂 市	25,491
川西市及び川辺郡	53,036
小 野 市	13,291
三 田 市	31,532
加 西 市	12,512
篠 山 市	11,842
養 父 市	6,925
丹 波 市	18,215
南 あ わ じ 市	13,578
朝 来 市	8,730
淡 路 市	12,807
宍 粟 市	10,925
加 東 市	10,890
加 古 郡	18,150
神 崎 郡	12,167
美 方 郡	9,471



兵庫県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成22年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第21号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成23年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第22号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成24年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

(単位 円)

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻本達也後援会**

報告年月日29. 09. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第23号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成25年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日



兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻本達也後援会**

報告年月日29. 09. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第24号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成26年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻本達也後援会**

報告年月日29. 09. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第25号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成27年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻本達也後援会**

報告年月日29. 09. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**山本雅之を支援する会**

報告年月日29. 04. 17

1 収入総額	0
2 支出総額	0



**兵庫県選挙管理委員会告示第26号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成28年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石 幸雄

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

**小林まもる後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

小 林 護

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日29. 09. 13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**「しばやすはる」と明日の川西市をつくる会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

斯 波 康 晴

資金管理団体の届出に係る公職の種類

川西市議会議員

報告年月日29. 12. 22

1 収入総額	74,924
前年繰越額	74,924
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**相生市医師連盟**

報告年月日29. 10. 04

1 収入総額	2,208,985
前年繰越額	2,055,960
本年收入額	153,025
2 支出総額	221,296
3 本年收入の内訳	
寄附	153,000
政治団体分	153,000
その他の収入	25
一件10万円未満のもの	25
4 支出の内訳	
政治活動費	221,296
寄附・交付金	221,296
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	

兵庫県医師連盟

153,000 神戸市中央区

**明るく住みよい三田をつくる会**

報告年月日29.09.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**稲葉康介後援会**

報告年月日29.09.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**川岸しんやと尼崎を照らす会－AMATERASU－**

報告年月日29.09.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**河野照代後援会**

報告年月日29.12.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**酒谷敏生後援会**

報告年月日29.09.04

1 収入総額	3,000
本年収入額	3,000
2 支出総額	3,000
3 本年収入の内訳	
寄附	3,000
個人分	3,000
4 支出の内訳	
経常経費	3,000
備品・消耗品費	3,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	3,000

**田中ひでのり後援会**

報告年月日29.09.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻本達也後援会**

報告年月日29.09.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**長崎ひろちか後援会**

報告年月日29.09.01

1 収入総額	0
--------	---

2	支出総額		0
<b>藤本幸作後援会</b>			
報告年月日29. 09. 05			
1	収入総額		194, 368
	前年繰越額		4, 368
	本年收入額		190, 000
2	支出総額		192, 417
3	本年收入の内訳		
	寄附		190, 000
	個人分		190, 000
4	支出の内訳		
	政治活動費		192, 417
	組織活動費		192, 417
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	藤 本 幸 作	190, 000	三木市

**八木米太郎後援会**

報告年月日29. 09. 15

1	収入総額		59, 018
	前年繰越額		51, 018
	本年收入額		8, 000
2	支出総額		28, 100
3	本年收入の内訳		
	寄附		8, 000
	個人分		8, 000
4	支出の内訳		
	経常経費		28, 100
	備品・消耗品費		7, 106
	事務所費		20, 994
5	寄附の内訳		
	〔個人分〕		
	年間5万円以下のもの	8, 000	



**兵庫県選挙管理委員会告示第27号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成30年 3月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

平成29年解散分

**自由民主党兵庫県尼崎市第四支部**

報告年月日29. 04. 11（29. 04. 11解散）

1	収入総額		0
2	支出総額		0

**自由民主党兵庫県第十一選挙区支部**

報告年月日29.05.11 (29.04.26解散)

1 収入総額	97
前年繰越額	25
本年收入額	72
2 支出総額	97
3 本年收入の内訳	
その他の収入	72
一件10万円未満のもの	72
4 支出の内訳	
経常経費	97
備品・消耗品費	97

**自由民主党兵庫県西宮市第三支部**

報告年月日29.08.23 (29.08.21解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**民主党兵庫県第1区総支部**

報告年月日29.05.30 (29.05.30解散)

1 収入総額	230,619
前年繰越額	230,619
2 支出総額	230,619
3 支出の内訳	
政治活動費	230,619
寄附・交付金	230,619

**民進党兵庫県参議院選挙区第2総支部**

報告年月日29.06.20 (29.05.31解散)

1 収入総額	1,487,021
前年繰越額	667,021
本年收入額	820,000
2 支出総額	1,487,021
3 本年收入の内訳	
寄附	820,000
個人分	820,000
4 支出の内訳	
経常経費	1,243,232
光熱水費	4,272
備品・消耗品費	44,520
事務所費	1,194,440
政治活動費	243,789
組織活動費	129,060
機関紙誌の発行その他の事業費	100,000
宣伝事業費	100,000
寄附・交付金	14,729
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
水 岡 俊 一	820,000 神戸市西 区

## 収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。））

(単位 円)

平成29年解散分

**いちむら浩一郎を応援する会**

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第2号

公職の候補者の氏名

市 村 浩一郎

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日29.03.30 (29.02.28解散)

1 収入総額	652,897
前年繰越額	192,897
本年收入額	460,000
2 支出総額	649,791
3 本年收入の内訳	
寄附	460,000
個人分	460,000
4 支出の内訳	
経常経費	618,191
人件費	300,700
光熱水費	33,185
備品・消耗品費	23,005
事務所費	261,301
政治活動費	31,600
組織活動費	31,600
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
市 村 浩一郎	450,000 宝塚市
年間5万円以下のもの	10,000

## 収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

(単位 円)

平成29年解散分

**一輪会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

家代岡 桂 子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三田市議会議員

報告年月日29.04.06 (29.04.06解散)

1 収入総額	300,000
前年繰越額	300,000
2 支出総額	0

**木谷勝郎後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

木 谷 勝 郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

高砂市議会議員

報告年月日29.03.24 (29.03.24解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**坂井大起後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

坂 井 大 起

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日29.12.13 (29.12.10解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**田端智孝を支援する会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日29.06.29 (29.06.26解散)

田 端 智 孝  
 赤穂市議会議員

1 収入総額	29,831
前年繰越額	29,831
2 支出総額	0

**東郷くにあき後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日29.04.21 (29.03.31解散)

東 郷 邦 昭  
 加西市長

1 収入総額	189,205
前年繰越額	189,205
2 支出総額	0

**ふじもと順也後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日29.02.17 (29.02.17解散)

藤 本 順 也  
 兵庫県議会議員

1 収入総額	1,704
前年繰越額	1,704
2 支出総額	0

**村上健一後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日29.12.11 (29.12.06解散)

村 上 健 一  
 神戸市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**吉田もとき後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 報告年月日29.03.06 (29.02.28解散)

吉 田 も と き  
 神戸市議会議員

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨 (その他の政治団体)

(単位 円)

平成29年解散分

**明日の三田を創る市民ネット**

報告年月日29.03.29 (29.03.01解散)

1 収入総額	1,894
前年繰越額	1,894
2 支出総額	0

**明日の姫路を創る会**

報告年月日29. 08. 10 (29. 08. 10解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**足立かつみ後援会**

報告年月日29. 02. 23 (29. 02. 10解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**あらがね美保後援会**

報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**淡路市民党**

報告年月日29. 08. 18 (29. 08. 17解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**石橋まさとし後援会**

報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**石橋正敏の本気で優しく地域へ感謝する会**

報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**出雲容子後援会**

報告年月日29. 11. 02 (29. 11. 01解散)

1 収入総額	4,700
前年繰越額	4,700
2 支出総額	0

**稲葉康介後援会**

報告年月日29. 09. 01 (29. 08. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**大谷かんすけ後援会**

報告年月日29. 04. 07 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**太田則之後援会**

報告年月日29. 12. 26 (29. 12. 26解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**大政正明後援会**



報告年月日29. 08. 28 (29. 08. 01解散)

1 収入総額	14, 858
前年繰越額	14, 858
2 支出総額	0

**輝く加西を創る会**

報告年月日29. 04. 21 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	177, 587
前年繰越額	177, 587
2 支出総額	0

**かまさか道弘後援会**

報告年月日29. 05. 31 (29. 05. 31解散)

1 収入総額	23, 065
前年繰越額	23, 065
2 支出総額	23, 065
3 支出の内訳	
経常経費	23, 065
備品・消耗品費	23, 065

**加茂忍後援会**

報告年月日29. 08. 15 (29. 08. 15解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**川岸しんやと尼崎を照らす会－AMATERASU－**

報告年月日29. 09. 22 (29. 06. 30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**河崎一後援会**

報告年月日29. 07. 27 (29. 07. 27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**北村よしつぐと三田の福祉を考える会**

報告年月日29. 04. 24 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	19, 236
前年繰越額	19, 236
2 支出総額	19, 236
3 支出の内訳	
政治活動費	19, 236
その他の経費	19, 236

**小出のぶあつ後援会**

報告年月日29. 10. 18 (29. 10. 15解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**合田ともゆきと共にまちづくりを考える会**

報告年月日29. 03. 30 (29. 02. 28解散)

1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>神戸市で女性の地位向上を目指す会</b>		
報告年月日29. 08. 16 (29. 08. 01解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>さわやか洲本</b>		
報告年月日29. 03. 03 (29. 02. 28解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>重松英二後援会</b>		
報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 30解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>次世代加古川</b>		
報告年月日29. 02. 06 (29. 01. 31解散)		
1 収入総額		3, 000
前年繰越額		3, 000
2 支出総額		0
<b>しまだ克興後援会</b>		
報告年月日29. 07. 28 (29. 07. 01解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>俊の会</b>		
報告年月日29. 06. 20 (29. 05. 31解散)		
1 収入総額		25, 216
前年繰越額		24, 261
本年收入額		955
2 支出総額		25, 216
3 本年收入の内訳		
寄附		955
個人分		955
4 支出の内訳		
経常経費		25, 216
事務所費		25, 216
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	955	
<b>大好き赤穂21世紀の会（ふじ友とし男後援会）</b>		
報告年月日29. 07. 26 (29. 07. 26解散)		
1 収入総額		119, 236
前年繰越額		119, 236
2 支出総額		0

**高井くにとしを囲む会**

報告年月日29.03.10 (29.02.28解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**高木英里後援会**

報告年月日29.08.31 (29.08.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**高橋れいこ後援会**

報告年月日29.07.24 (29.07.24解散)

1 収入総額	138,020
前年繰越額	138,020
2 支出総額	0

**宝塚再生・市民の会**

報告年月日29.07.27 (29.07.27解散)

1 収入総額	2,626
前年繰越額	2,626
2 支出総額	2,626
3 支出の内訳	
政治活動費	2,626
その他の経費	2,626

**竹内友江後援会**

報告年月日29.04.04 (29.04.04解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**多田浩一郎後援会**

報告年月日29.02.20 (29.02.20解散)

1 収入総額	36,000
前年繰越額	36,000
2 支出総額	0

**田端智孝をサポートする会**

報告年月日29.06.29 (29.06.26解散)

1 収入総額	238,346
前年繰越額	238,346
2 支出総額	0

**知縁ネットワーク西宮**

報告年月日29.03.27 (29.03.27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**地方分権を確立する会**

報告年月日29.08.16 (29.08.01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**つかはら照一後援会**

報告年月日29.08.08 (29.08.08解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻のぶゆき後援会**

報告年月日29.05.11 (29.04.15解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**辻本達也後援会**

報告年月日29.09.15 (29.09.05解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**田路勝と共に宍粟市を考える会**

報告年月日29.03.29 (29.03.29解散)

1 収入総額	14,066
前年繰越額	14,066
2 支出総額	0

**中川市長を励ます女性の会**

報告年月日29.05.30 (29.05.19解散)

1 収入総額	378,500
本年收入額	378,500
2 支出総額	378,500
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費 (293人)	293,000
寄附	85,500
個人分	85,500
4 支出の内訳	
経常経費	378,500
備品・消耗品費	229,729
事務所費	148,771
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	85,500

**中田勝久後援会**

報告年月日29.02.28 (29.02.28解散)

1 収入総額	54,527
前年繰越額	54,527
2 支出総額	0

**中田はつ美後援会**

報告年月日29.03.28 (29.03.28解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**なんば靖通後援会**

報告年月日29. 05. 01 (29. 04. 30解散)

1 収入総額	642, 537
前年繰越額	642, 537
2 支出総額	0

**西田真後援会**

報告年月日29. 07. 20 (29. 07. 14解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**2015春神戸の市議選を盛りあげよう！！の会**

報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**N e x t 7 N e t w o r k**

報告年月日29. 08. 17 (29. 08. 17解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**波多野優後援会**

報告年月日29. 12. 26 (29. 12. 26解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**播磨地域開発研究会播英**

報告年月日29. 03. 22 (29. 03. 22解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**東灘区から切れ目のない妊娠・出産・産後ケア・子育て支援を進める会**

報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**ひご淳三後援会**

報告年月日29. 03. 29 (29. 03. 01解散)

1 収入総額	882
前年繰越額	882
2 支出総額	0

**「人に優しく、自分に厳しく。」の会**

報告年月日29. 03. 31 (29. 03. 31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**氷見まさひろ後援会**

報告年月日29. 02. 21 (29. 02. 19解散)

1 収入総額	5, 050
前年繰越額	5, 050
2 支出総額	0

**ひらかれた赤穂市政をめざす市民の会**

報告年月日29. 04. 25 (29. 04. 15解散)

1 収入総額	41,990
前年繰越額	41,990
2 支出総額	41,990
3 支出の内訳	
政治活動費	41,990
寄附・交付金	41,990

**広内孝次後援会**

報告年月日29. 04. 13 (29. 04. 01解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**福永ひろみ後援会**

報告年月日29. 10. 27 (29. 08. 18解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**福友会**

報告年月日29. 10. 27 (29. 08. 18解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**ふるち信幸後援会**

報告年月日29. 08. 01 (29. 08. 01解散)

1 収入総額	4,953
前年繰越額	4,953
2 支出総額	0

**星原さちよ後援会**

報告年月日29. 08. 25 (29. 08. 25解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**まごころネットワーク淡路島**

報告年月日29. 01. 16 (29. 01. 16解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**間違いのない南あわじ市を考える会**

報告年月日29. 03. 23 (29. 02. 28解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

**まつば正晴後援会**

報告年月日29. 02. 23 (29. 02. 23解散)

1 収入総額	602,039
前年繰越額	602,039
2 支出総額	77,642

3 支出の内訳		
政治活動費		77,642
寄附・交付金		77,642
<b>まつば正晴を育てる会</b>		
報告年月日29.02.23 (29.02.23解散)		
1 収入総額		818,944
前年繰越額		818,942
本年收入額		2
2 支出総額		480,120
3 本年收入の内訳		
その他の収入		2
一件10万円未満のもの		2
4 支出の内訳		
政治活動費		480,120
寄附・交付金		480,120
<b>松本あきのり後援会</b>		
報告年月日29.03.27 (29.02.28解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>松本かおりを励ます会</b>		
報告年月日29.06.07 (29.06.07解散)		
1 収入総額		88,227
前年繰越額		88,227
2 支出総額		0
<b>まとは信幸後援会</b>		
報告年月日29.07.27 (29.07.27解散)		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
<b>みと政和後援会</b>		
報告年月日29.02.06 (29.01.31解散)		
1 収入総額		1,777
前年繰越額		1,777
2 支出総額		0
3 資産等の内訳		
〔借入金〕		
三 戸 政 和	1,360,000	
<b>宮内富夫後援会</b>		
報告年月日29.05.12 (29.05.10解散)		
1 収入総額		10,359
前年繰越額		10,359
2 支出総額		0
<b>安井和広後援会</b>		
報告年月日29.03.24 (29.03.24解散)		
1 収入総額		10,218

前年繰越額	10,218
2 支出総額	0
<b>山本正之後援会</b>	
報告年月日29.11.13 (29.11.13解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
<b>吉田浩明後援会</b>	
報告年月日29.09.06 (29.05.01解散)	
1 収入総額	264,693
前年繰越額	264,693
2 支出総額	0

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第93号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年 3月27日

兵庫県公安委員会  
委員長 三宅知行

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の氏名
平和産業株式会社	神戸市長田区菅原通6丁目2番地	水 中 裕 中

2 特定講習を行う事務所の名称

平和台自動車学院

3 特定講習の種別

普通二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習

4 廃止年月日

平成30年 3月31日

正 誤

○平成29年11月30日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県選挙管理委員会告示第121号（政治団体から提出された平成28年分の収支報告書の要旨）中

(ページ)	167
(行)	左段上から10
(誤)	2 支出総額 0
(正)	2 支出総額 400